

# 新型コロナウイルス感染症関連の支援制度一覧

## 個人向け支援

| 支援策             | 概要  | 条件  | 問合せ                                |
|-----------------|---|---|------------------------------------|
| 特別定額給付金         | 1人10万円                                    | 4月27日時点で町に住民登録がある人                        | 総務課 ☎⑦2111                         |
| 神崎町子ども生活支援金支給事業 | 1人1万円<br>(0歳～高校3年生まで)                     | 詳細はP6                                     | 保健福祉課<br>☎⑦1603                    |
| 子育て世帯への臨時特別給付金  | 1人1万円<br>(0歳～高校1年生まで)                     | 詳細はP7                                     |                                    |
| 緊急小口資金(貸付)      | 貸付上限20万円                                  | 休業などにより収入が減少した世帯                          | 神崎町社会福祉協議会<br>☎⑦4031               |
| 総合支援資金(貸付)      | (2人以上)月20万円以内<br>(単身)月15万円以内<br>(原則3ヵ月以内) | 失業などにより日常生活の維持が困難な世帯                      |                                    |
| 高等教育修学支援新制度     | 授業料減免・給付型奨学金の受付                           | 生活が困窮し、緊急に支援を必要とする学生                      | 日本学生支援機構奨学金相談センター<br>☎0570-666-301 |
| 住宅確保給付金         | 家賃相当額<br>(原則3ヵ月)                          | 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方 | 香取CCC<br>☎⑥1919                    |
| 水道料金使用料納付の猶予    | 水道使用料を猶予                                  | 生活が困窮し、納付が困難な場合                           | 第一環境株<br>☎⑦4545                    |

神崎町独自

## 事業者向け支援

| 支援策              | 概要                          | 条件   | 問合せ  |
|------------------|-----------------------------|--|--|
| 神崎町小規模事業者緊急支援給付金 | 10万円                        | 次の条件のすべてを満たす町内に事業所を有する小規模事業者<br>(1) 令和元年以前から事業を営み、かつ、その事業を継続する意思のある者<br>(2) 令和2年1月から6月の間において、前年同月の売上高又は前年の平均売上(法人にあっては前期の平均売上月額(以下「前年平均売上月額」という。))に対して30%以上減少した月のある者<br>(3) 前年平均売上月額が30万円以上ある者<br>(4) 町税に滞納のない者<br>(5) 暴力団員等でない者 | まちづくり課<br>☎⑦2114<br>町ホームページに詳細様式や申請事項があります。  |
| 持続化給付金           | 法人200万・<br>個人事業主100万円<br>上限 | ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者  | 中小企業金融・給付金相談窓口<br>☎0570-783183               |
| 千葉県中小企業再建支援金     | 上限40万円                      | 売上が前年と比べて一定以上減少し、県内に本社を有する中小企業・個人事業主   | 千葉県中小企業再建支援金相談センター<br>☎0570-04-4894          |
| 小学校休業等対応支援金      | 上限1日4,100円(定額)              | 臨時休校などに伴う子どもの世話で休む個人事業主  | 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター<br>☎0120-60-3999 |
| 小学校休業等対応助成金      | 労働者1人あたり<br>上限1日8,330円      | 臨時休校などに伴う子どもの世話で休む労働者に対し、労働基準法上の有給休暇とは別に有給(貸金全額支給)の休暇を取得させた事業主   |  |

神崎町独自

※内容は5月18日現在の情報を掲載しています。最新の情報はホームページ等でご確認ください。